

○岡山市私立保育園等一時預かり事業（一般型）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項の規定による一時預かり事業（一般型）（以下「事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）保育所 法第35条第4項の規定により認可を受けた、法第39条第1項に規定する施設
- （2）認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する施設
- （3）地域型保育事業所 法第34条の15第2項の規定により認可を受けた、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第5項に規定する事業を行う事業所
- （4）幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第4条により設置認可された、教育法第1条により規定する幼稚園
- （5）教育・保育施設 市内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び幼稚園

（事業の実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、市とする。

- 2 市長は、本事業の実施について、教育・保育施設を設置する者に委託等することができる。
- 3 前項の委託等を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、認可を受けた教育・保育施設（以下「実施施設」という。）において本事業を実施するものとする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は次のとおりとする。ただし、専ら他の保育所等における保育体験を得ることを目的とするものを除く。

(1) 就労等による一時預かり

保護者の就労等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童に対し、原則として平均週3日以内の範囲で保育する事業

(2) 緊急一時預かり

保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に保育を必要とする児童を保育する事業

(3) 私的理由による一時預かり

育児等に伴う保護者の心理的肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わないその他の理由により、一時的に保育が必要となる児童を保育する事業

(対象児童)

第5条 本事業の対象となる児童は、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない法第4条に規定する乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）であって、次の各号のいずれかに該当する児童とする。ただし、専ら他の保育所等における保育体験を得ることを目的とするものを除く。

(1) 就労等による一時預かり

保護者の就労等により、原則として平均週3日以内の範囲で家庭における保育が困難となる乳幼児

(2) 緊急一時預かり

保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に家庭における保育が困難となる乳幼児

(3) 私的理由による一時預かり

育児等に伴う保護者の心理的肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わないその他の理由により、一時的に保育が必要となる乳幼児

(事業実施の要件)

第6条 事業実施者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 設備基準について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第1号イ及びホに定める基準を遵守すること。

(2) 保育の内容について、規則第36条の35第1項第1号ニに規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）を遵守すること。

（職員）

第7条 事業実施者は、本事業の実施に当たって、規則第36条の35第1項第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じ、専ら本事業に従事する職員として、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある当該事業実施施設にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）を1/2以上とすること。

2 保育従事者の数は2名を下ることはできない。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。

3 保育士以外の保育従事者は、「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号，こ支家第189号こども家庭庁成育局長，こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者であること。

（事業の実施方法）

第8条 事業実施者は、本事業の実施に当たって、地域における保育需要の把握に努め、対象児童の動向を十分に踏まえて実施するものとし、また、日々の対象児童の受け入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応するものとする。

2 事業の実施日、実施時間及び対象年齢は、保護者の利便性等を考慮したうえで、実施施設における開所日及び開所時間のなかで、事業実施者が設定するものとする。

3 事業実施者は、日々の対象児童数等の事業の実施状況について、必要な帳簿を整備しておくものとし、市長が当該帳簿の提示を求めた場合は速やかに応ずるものとする。

(事業実施の留意事項)

第9条 事業実施者は、事業実施に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 本事業を実施している中で事故が発生した場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、市長に速やかに報告すること。
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置等を講じること等に努めること。
- (3) 法第33条の12に基づき、職員による虐待等の不適切事案が生じた場合には、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時対応等に関するガイドライン」を踏まえ都道府県または市町村に通報すること。
- (4) 事業所内におけるこどもに対する性暴力等を防止するため、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」等を踏まえ、保育所等の義務対象事業と一体的に運営されているものとされる場合は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。令和8年12月25日施行予定。）の適用対象となるため、同法の施行後速やかに、同ガイドライン等を踏まえ適切に対応すること。保育所等の義務対象事業と一体的に運営されていない場合については、同法に基づき、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨のこども家庭庁の認定を受けることを検討すること。
- (5) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の4に準じ、児童の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合には、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すること。
- (6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

(利用料)

第10条 事業実施者は、事業の実施に当たって、本事業を利用する児童の保護者に費用負担を求めることができるものとし、費用を徴収する場合には、事業実施者において、その負担方法及び負担額等を定めるものとする。

(事業の開始手続き)

第 11 条 新たな事業実施者は、法第 34 条の 12 第 1 項の規定により、事業を開始しようとする月の前月 10 日までに、一時預かり事業開始届（様式第 1 号）により、市長に届け出なければならない。

（事業実施内容の変更）

第 12 条 事業実施者は、第 11 条の規定により届け出た事項を変更しようとする場合にはあらかじめ余裕をもって、市長に協議するものとする。

2 前項に規定する協議後、変更の日から 1 か月以内に、一時預かり事業変更届（様式第 3 号）を、市長に届け出なければならない。

（事業の休止、再開）

第 13 条 事業実施者は、事業の実施が困難な場合、あらかじめ余裕をもって、市長に協議するものとする。

2 前項に規定する協議後、事業を休止しようとする日の 3 か月以上前までに、一時預かり事業廃止（休止）届（様式第 2 号）により、市長に届け出なければならない。

3 事業を休止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

4 事業実施者は、事業を再開する場合、事業を再開しようとする月の前月 10 日までに、一時預かり事業再開届（様式第 4 号）を、市長に届け出なければならない。

（事業の廃止）

第 14 条 事業実施者は、事業を廃止しようとする場合、あらかじめ余裕をもって、市長に協議するものとする。

2 前項に規定する協議後、事業を廃止しようとする日の 3 か月以上前までに、一時預かり事業廃止（休止）届（様式第 2 号）を、市長に届け出なければならない。

3 事業を廃止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

（帳簿）

第 15 条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、事業実施後 5 年間保管すること。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 11 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。